

年度計画

2026年度の業務運営について、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和23年法律第129号）第30条の規定に基づき、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「DX審査支払機構」という。）の年度計画を次のとおり定める。

第1 DX審査支払機構の取組事項

1 医療DXサービス利用のための基盤整備

- (1) 電子カルテ、電子処方箋管理サービス及び電子カルテ情報共有サービスに係る補助金交付と普及促進

政府において定めた2028年度までの電子カルテ未導入の200床以上の病院（療養病床等が中心の病院を除く。）の普及率100%及び2030年までに必要な患者の医療情報の共有が可能な電子カルテ普及率約100%の達成に向けて、2026年度においては、電子カルテ普及計画を踏まえ、電子カルテ（クラウドネイティブ型電子カルテ及び標準型電子カルテ（導入版）等）、電子処方箋管理サービス及び電子カルテ情報共有サービスの一体的導入に係る各種広報手段（リーフレットの送付、メール送信及びオンライン請求システムを活用したポップアップ等）を活用した普及促進等について、厚生労働省と協議の上検討する。

- (2) クラウド環境を活用したシステム間連携の開発による医療情報システム等の相互運用性の向上

医療DXの推進及び医療情報の円滑な利活用を促進する観点から、セキュリティ対策を徹底しつつ、医療情報システム等の相互運用性の向上に向け、医療機関のクラウド型電子カルテ等と医療DXサービスとのクラウド環境を活用したシステム間連携について、2027年度から事業者との接続テストを実施できるよう、2026年度中に開発する。

2 全国医療等情報プラットフォームの構築

- (1) マイナ保険証の利用環境の整備及び関連システムの安定運用に向けた取組

- ・ 保険医療機関等において安定的にマイナ保険証を通じたオンライン資格確認が行われるよう、クラウドが持つ最適なシステム構成を追求するなどの継続的な改善により、システムが利用できない時間を発生させないように取り組む。
- ・ 加入者の更なる利便性の向上を図るため、中間サーバーで使用できない外字が保険医療機関等のレセコンやマイナポータルにおいて黒丸文字で表示される事象については、保険者等が中間サーバーへ登録する際に、中間サーバーで使用できる文字に置き換えて登録することを支援するため、黒丸文字が生じている加入者を抽出した「黒丸表示該当者リスト」を各保険者に提供すること等により、当該事象の解消に向けた取組を進める。
- ・ オンライン資格確認の利用場面の拡大について、引き続き保険医療機関・薬局、柔整あはき施術所等における導入促進を図るため、システム整備のための補助金を交付するとともに、各種媒体を活用した導入勧奨を行う。

また、第2世代の顔認証付きカードリーダー導入について、現行の顔認証付きカードリーダーの保守期限を迎える保険医療機関等の状況を踏まえながら、各種

広報手段を活用して周知を行うとともに、導入に係る補助金交付等必要な支援を行う。

さらに、マイナンバーカード1枚で国又は地方単独の医療費助成の資格確認を可能とするため保険医療機関等でのシステム改修に係る補助金交付を実施する。

- ・ 保険医療機関等における年齢別のマイナ保険証の利用実績や災害時等における医療情報の閲覧状況を把握し、マイナ保険証に関する情報の円滑な利活用に向けた施策の検討に資するためのデータを厚生労働省及びデジタル庁に迅速に提供するための基盤の構築に向けて検討する。
- ・ オンライン請求ネットワーク関連システム共通認証局で使用している電子証明書について、国が示す暗号強度要件に関する設定基準を踏まえ、2027年9月から現行よりセキュリティ強度の高い暗号方式での電子証明書の発行を開始できるよう、共通認証局システムを改修する。
- ・ 各自治体等の中間サーバーと連携を行う医療保険者等向け中間サーバーについて、公共サービスメッシュ※と連携するため、2026年度中に開発に着手する。

※ 行政が持つデータの活用・連携を迅速にするための情報連携基盤。大量の情報連携に対応する処理能力向上、コスト効率化等を実現するため、デジタル庁がガバメントクラウド上で共通機能を提供するもの。

(2) 保健医療情報の提供の拡充

ア 災害時における保健医療情報の提供

災害時において、厚生労働省が指定した地域の保険医療機関等に対し「緊急時医療情報・資格確認機能」を開放し、被災した患者がマイナンバーカードを持参していない場合でも資格確認や診療・薬剤情報等を閲覧できるようにする。

イ 救急時における患者の医療情報を全国の保険医療機関等で確認できる仕組みの機能強化

- ・ 救急現場における利便性及び実効性の向上を図るため、電子カルテ情報共有サービスの開始に伴い連携される傷病名等の臨床情報や、電子処方箋管理サービスから得られる院内処方情報等について、救急時医療情報閲覧機能利用時に閲覧可能な情報連携項目への追加に係るシステム改修を行う。

また、現在は病院に限定している救急時医療情報閲覧機能の利用可能施設を休日夜間診療所へも拡大するなど、対象機関の拡充について、国及び関係者と連携して検討する。

- ・ 救急隊と保険医療機関で傷病者情報の共有を可能とする「救急医療情報連携プラットフォーム」の構築について、2028年度以降の全国展開を見据え、2027年度以降のオンライン資格確認等システム（マイナ救急）から救急医療情報連携プラットフォームへの救急時医療情報連携に係る開発に向け、実現方法の検討・調整を進める。

(3) 電子処方箋の利活用の推進

- ・ 医療現場において電子処方箋の仕組みをより安全に使用できるように、電子処方箋管理サービスに登録された医薬品の単位（錠数、容量等）について、技術解説書・記録条件仕様に基づく記録であることを確認するチェック機能の開発を進

めるとともに、2027年度からの運用開始に向けて関係者への周知を行う。

また、電子処方箋管理サービスにおける単位情報の公開に向けた検討・調整を進めるとともに、厚生労働省が検討しているコードの早期付番や一般名コードの拡充への対応を行う。

更に、電子処方箋等検討ワーキンググループでの議論を踏まえ、利便性向上及び業務効率化に資するよう、薬剤種類数の表示機能等を開発する。

加えて、電子処方箋管理サービスについて医療現場で適切に運用がなされるよう、保険医療機関等やシステムベンダーからの照会等への対応を滞りなく実施するとともに、これらの照会等を通じて診療等の現場実態を把握し、必要に応じて運用マニュアル等の改善を行う。

- ・ 電子処方箋管理サービスを導入した保険医療機関等における重複投薬等チェック実行件数・内容の結果、処方・調剤数の変化、薬剤の変更内容、当該変更に伴う効果等を集計・分析する。

その上で、利活用促進を図るため、集計・分析結果等を踏まえながら国民、医療従事者及び保険者向けにメリットや臨床活用事例等について周知広報を行う。

- ・ 薬局で調剤済みとなった電子処方箋を保管する事業について、引き続き薬局における利活用の推進を図り、利用薬局の増加を目指す。
- ・ H P K I 及びオンライン請求システム関連システム共通認証局の暗号化方式の移行に対応し、電子処方箋管理サービスに組み込まれている署名検証モジュール^{※1}及びタイムスタンプ証明書^{※2}について検討を行う。

※1 電子文書の真正性及び完全性を確認するため、電子署名の有効性や署名後の改ざんの有無を検証する機能

※2 電子文書の存在時刻及び完全性に関する信頼性を確保するため、特定の電子データがある時刻までに存在し、その時点以降改ざんされていないことを証明する情報

(4) 電子カルテ情報共有サービスのシステム開発、安定的な運用体制の構築

- ・ 2026年度冬を目途に、医療現場等で支障なく運用が可能な文書・情報から、全国で運用を開始する。
- ・ 電子カルテ情報共有サービスが医療現場等で活用されるように、モデル事業で検知した課題や有識者の意見等を踏まえて、システム改修等、必要な対応を行う。
- ・ 介護事業所向け診療情報提供書・退院時サマリーを、電子カルテ情報共有サービスから介護情報基盤[※]へ連携する機能を開発する。

また、歯科診療に関する診療情報提供書に記載されている情報のうち、電子的に共有する事項について、メリットやコスト等を勘案し、検討する。

- ・ 医療現場等での運用が安定的かつ適切に行われるように、医療機関等向けのマニュアル等を整備するとともに、照会・応答やシステム改修に必要な体制を構築する。
- ・ さらに、健診結果報告書について、電子カルテ情報共有サービスを通じた共有を促進するため、国、保険者、健診機関等の関係者と検討を行う。

※ 自治体・利用者・介護事業所・医療機関等が介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤

(5) 自治体、医療機関、介護事業所等での情報連携の推進

ア PMH分野横断共通機能^{※1}の安定的な運用等

PMH分野横断共通機能の安定的な実施体制の構築に向け、デジタル庁が開発・運用を行っているシステム等をDX審査支払機構に移管するための準備を着実に進める。

また、2026年度から、介護情報基盤、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム^{※2}等のPMH関連システムの全国的な運用が順次開始されるため、引き続きシステム間の情報連携に必要なPMHキーの発行等を行うとともに、母子保健や自治体検診のデジタル化に係る先行実証等において、オンライン資格確認等システムによるテスト支援を行う。

※1 Public Medical Hubの略称で、介護保険、予防接種、母子保健（乳幼児健診、妊婦健診等）、公費負担医療や地方単独の医療費助成などに係る情報を、自治体や医療機関、対象者間で連携するシステム

分野別横断機能については、外部（自治体や医療機関等）システムとの中継を行い、PMH分野別システムへの振り分けを行う機能（分野別システム：医療費助成、予防接種、母子保健、自治体検診、介護の分野ごとのシステム）

※2 対象者の登録、接種勧奨の通知、予診情報・予防接種記録情報の登録及び閲覧、請求情報の作成、国保連合会における自治体への請求及び医療機関等への予防接種費用の支払いを行うことができるシステム

イ 医療費助成のオンライン資格確認の安定的な運用等

マイナ資格確認アプリで医療費助成の資格確認を可能とする仕組みを構築するためのシステム改修を行うとともに、医療費助成のオンライン資格確認の安定的な実施体制の構築に向け、デジタル庁が開発・運用を行っているシステム等を2027年度からDX審査支払機構に移管するための準備を着実に進める。

ウ 介護情報基盤へマイナ保険証利用登録情報を連携するための仕組みの構築

市町村や介護事業所において、介護情報基盤を介してマイナ保険証利用登録情報を把握できるよう、オンライン資格確認等システムから介護情報基盤へ当該情報を連携するための仕組みを構築するためのシステム改修を行う。

エ 電子カルテと感染症発生届との連携

感染症発生届をDX審査支払機構を経由する方法により届け出ることができる仕組みに関し、届出手続の簡素化、利便性の向上に繋がる適切な仕組みを厚生労働省と連携して検討する。

オ 診断書等を電子的に提出するための仕組みの検討

診断書等を電子的に提出するための仕組みについて、2026年度から調査事業等を国と一体となってい、医療機関、国民、行政の負担軽減や運用後の効率性等を見据えて検討を進める。

3 共通算定モジュール[※]及び地単公費マスターの運用管理等

- ・ 医科・DPCの共通算定モジュールについて、確実に運用管理を行い、利用するレセコンベンダーが安定的に利用できるよう対応する。また、OTC類似薬の保険給付の見直しへの対応について、国と連携して対応内容を迅速に把握し、正確な計算結果を返すことができるよう、必要なシステム改修を行う。

- ・ 共通算定モジュールの追加機能である「請求支援機能」について、2028 年度の運用開始を目指し、レセプトの作成・請求に関する機能の設計・開発を進める。また、本機能の実装に対応するため、レセプト受付システム及びオンライン請求システムについて必要な改修を行う。
- ・ 共通算定モジュールと国が開発する労災版共通算定モジュールとの連携について、共通算定モジュールの仕様等の必要な情報を国へ提供するなど必要な対応を行う。
- ・ 地単公費マスターの運用管理について、国や地方自治体と連携して、収載する情報を整備し、公開するとともに、患者が居住する都道府県以外の保険医療機関でも、一時的な負担なく現物給付により受診できる環境の整備に資するよう、継続的に改善を行う。
 ※ レセプトコンピュータが共通で利用できる、診療報酬点数と患者負担金の計算を行うためのプログラム

4 医療等情報の二次利用の推進

(1) 公的DB等の情報連携基盤※の開発支援等

情報連携基盤の 2028 年度の運用開始に向けて、具体的な運用方法やそれに向けた課題、役割分担等を国と協議・整理する。

具体的には、国が行うシステム開発等に対する支援を行う。

※ 公的DB等に関し、利用者がリモートアクセスし、一元的かつ安全に利用・解析を行うことができるクラウド環境

(2) NDB※関連業務における対応

DX 審査支払機構において委託を受けている NDB 関連業務について、引き続き利用者のニーズに応じたデータ提供等の支援を行うとともに「医療法等の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 87 号）の関係規定に基づき、他の公的DB等の仮名化情報との連結解析等が可能となるよう、NDBの仮名化情報の作成に係る開発・改修を行う。

※ National Database of Health Insurance Claims の略、レセプト情報、特定健診・保健指導情報、死亡情報を匿名化し格納しているデータベース

(3) 電子カルテ情報データベースの運用開始に向けた準備

厚生労働省における電子カルテ情報データベースの開発内容を踏まえながら、その運用開始に向けて、電子カルテ情報共有サービスから電子カルテ情報データベースへのデータ連携に係る要件定義を開始する。

(4) 履歴照会・回答システム※の運用

履歴照会・回答システムについて、安定的な運用を行うとともに、回答率の向上に向けた取組のための情報収集を行う。

具体的には、委託事業者のDB別の照会件数、回答件数等を元に、取組み対象とすべき公的DBを設定し、回答率向上の対応策を検討する。

※ オンライン資格確認等システムの基盤を活用し、個人単位化された被保険者番号等の履歴情報を利用して医療情報の連結に必要な情報を提供する仕組みであり、2022 年 3 月から運用開始。現在は、NDB、介護DB（介護保険総合データベース）、DPCDB、難病DB（指定難病患者データベース）、小慢DB（小児慢性特定疾患児童等データベース）、及び次世代DB（次世代医療基盤法に基づき構築されたデータベース）が対象

(5) レセプトデータ等の統計情報の第三者提供

D×審査支払機構が保有するレセプトデータ等の統計情報の提供を推進するため、関係団体との打合せを行うことで民間事業者のニーズの把握に取り組むとともに、提供に当たっては、D×審査支払機構が有するレセプトデータ等に関する知見を活かし、利用者の目的に寄り添ったきめ細かな相談・支援を行う。

5 医療等情報の活用による保険者支援

(1) 健康スコアリングレポート※の作成

健康スコアリングレポートの迅速な配信及び保険者の課題把握に資するレポート作成に向けて、健康状況や経年推移等のデータ可視化・利活用支援等を行い、有用なレポートの安定的な作成・配信を確実に実施することでダウンロード保険者数の拡大を図る。

※ レセプト情報や特定健診結果等を収集・分析し、保険者・事業主単位の健康状態や医療費、予防・健康づくりへの取組状況等について、全国平均や業態平均と比較したデータをレポート形式で見える化するもの

(2) データヘルス・ポータルサイト※¹の運用

厚生労働省、健康保険組合連合会、東京大学等の関係機関と連携し、データヘルス・ポータルサイトの安定的な管理・運用体制を整備した上で、健保組合によるデータヘルス計画の適切なPDCAの実践を支援する。具体的には、第3期データヘルス計画の中間評価等に係るページ開発※²や手引きの提供を行うとともに、保険者団体等が開催するデータヘルス研修会に参加し保険者の支援を積極的に行う。

※¹ 保険者におけるデータヘルスの取組のPDCAを支援するとともに、データヘルス計画の推進に役立つ様々な情報の一元化を図り、データヘルスの推進に関わる全ての関係者にわかりやすく情報提供することを目的として構築されたもの

※² 既存画面を踏襲しつつ、中間評価等を実施する保険者が健康課題と保健事業を確実に紐付けられるよう改善するもの

(3) 地域における医療費適正化等への貢献

地域の保険者による医療費適正化及び都道府県の医療行政に貢献するため、現在は本部を中心に対応している医療D×の取組について、地方組織に情報共有するとともに、本部と地方組織が連携し、まずは都道府県の保険者協議会のニーズや課題を把握した上で、D×審査支払機構が有するデータ分析・活用の知見やノウハウを活用して、データ提供やデータ利活用支援及びNDB申請支援等、保険者協議会に対し具体的な支援を行う。

(4) 保険者支援のさらなる充実に向けた検討

上記に加え、保険者機能の向上、患者に対する質の高い医療の提供、医療費適正化や国民の健康づくりなどに貢献するために、D×審査支払機構が審査支払業務で培ったデータ分析・活用に関する知見やノウハウを活かしつつ、保険者によるAIの活用も踏まえ、医療情報の分析や利活用を推進するとともに、保険者におけるデータヘルス計画の分析・作成等についての保険者支援のさらなる充実について、第4期データヘルス計画を見据え、保険者や国等と検討を行う。

第2 業務運営の効率化に関する事項

1 効率的・効果的な組織運営の推進

(1) 適切な業務執行体制の構築

医療DXサービスを保険医療機関等及び保険者その他の関係者（以下「保険医療機関・保険者等」という。）に効率的・効果的に提供するため、医療情報化推進担当理事や国保関係者の参加の下、運営会議の議決等に基づき業務を執行するための体制を構築する。

(2) システム間の整合性確保のための業務運営体制の整備

医療DX関連システムは、各システムや提供されるサービスが相互に関連しており、各システムの開発や運用の整合性を確保するためにはシステム間の影響を踏まえた連携を図る必要があることから、適切な業務運営体制を整備し、各システムの担当部署間で情報共有、課題検討、調整等の連携強化に取り組むことにより、システム全体を俯瞰した効率的な開発や安定的な運用を行う。

2 システム関連経費及び調達効率化・合理化

医療DXサービスに係る情報システムの整備及び運用に関して、①クラウド利用の最適化、②業務効率化による運用保守費の抑制、③計画的なソフトウェア更新サイクル管理によるコスト最適化等による経費及び調達の効率化・合理化に取り組み、保険者をはじめとする費用負担者の負担軽減を図る。

3 AI等の先端技術の利活用による業務の高度化及び効率化・合理化

保険医療機関等向けのオンライン資格確認等コールセンターや文書管理におけるAI等の先端技術の利活用について検討し、その結果に基づき業務の効率化・合理化に取り組む。

第3 その他業務運営に関する重要事項

1 人材の育成及び確保

キャリアパス制度におけるデータヘルス研修において、データ分析、ITや政策立案等の様々なノウハウや幅広い視野を身に付けられるプログラムを複数用意するなど、人材育成体制を強化・拡充し、データヘルスエキスパートをはじめとする内部人材の育成を図る。

また、社会人採用においても、医療DXに関連するシステム開発・運用経験やITスキルを有する専門的な人材の採用を進めるとともに、採用者の実績や経歴等を勘案した柔軟な報酬とするなど適切な処遇を図る。

2 情報セキュリティ対策及び個人情報保護

(1) 情報セキュリティ対策の徹底

医療DXサービスにおいて取り扱う情報には、特定個人情報や要配慮個人情報等も含まれていることから、その重要性を認識し、以下の情報セキュリティ対策を徹底するとともに、高性能AIなど最新の技術動向にも対応したサイバーセキュリティ対策の強化を進める。

- ・ 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策の統一基準群」に準拠して定めたＤＸ審査支払機構の情報セキュリティポリシーに基づき、システムの開発・運用等におけるセキュリティ対策に万全を期する。
- ・ 業務のために取り扱う情報の漏えい、滅失、毀損等が発生した場合は、機構法第 27 条の規定に基づき厚生労働大臣に報告を行う。
- ・ 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和 4 年法律第 43 号）（経済安全保障推進法）が改正されたことに伴い、今後、ＤＸ審査支払機構は特定社会基盤事業者指定され、電子カルテ情報共有サービス、電子処方箋管理サービス及びオンライン資格確認等システムに係る設備が特定重要設備とされる予定であることから、その施行に向け、厚生労働省と連携しながら特定社会基盤事業者として必要となる手続等の具体的な内容、進め方等について検討を行う。

(2) ＩＴ－ＢＣＰに基づく訓練の実施等

情報セキュリティインシデント等の緊急事態により、システムの停止に伴う業務中断が発生した場合に備え、情報セキュリティポリシーに基づき作成した「緊急時対応計画」等に従い、被害拡大の防止、業務の継続及び復旧に向けた訓練を実施し、「緊急時対応計画」の充実・強化を図る。

(3) 組織的な安全管理対策の推進

個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）等の関係法令及び国のガイドライン並びに内部規程を遵守した組織的な安全管理対策を推進するため、医療情報化推進業務の実施に当たって、情報セキュリティに係る意識・知識向上を目的に、セキュリティ研修を計画的に実施する。

情報システムに関わるリスクを適切にコントロールし、業務を効果的かつ効率的に遂行するため、システム監査計画（2026 年度～2029 年度）及び 2026 年度監査計画を作成し、これらに基づいてシステム監査を行う。

3 国民に向けた情報公開及び情報発信の充実

(1) 国民への情報公開や情報発信

医療ＤＸサービスに関する国民の理解の醸成を図るため、ＤＸ審査支払機構への改組及び医療ＤＸ関連システムの概要や進捗状況、効果などに関して、ＨＰや各種媒体等を通じ、国民に向けて分かりやすい情報公開及び情報発信を行う。

(2) 保険医療機関・保険者等との情報共有

医療ＤＸサービスの円滑な提供に資する環境を整備するため保険者団体の研修会などの様々な機会を捉え、積極的な情報共有に努める。

また、医療機関等向け総合ポータルサイト、施術所等向け総合ポータルサイト及び医療機関等 Ｏ Ｎ Ｓ、デジタル Ｐ Ｍ Ｏ 等について、Ｕ Ｘ 向上に資する改善を図るとともに、保険医療機関・保険者等のニーズを把握した上で情報共有の充実を図る。